

# ○結城市男女共同参画推進条例

平成23年3月30日

条例第6号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条～第12条)

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第13条～第16条)

### 第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会(第17条～第22条)

### 第4章 雑則(第23条)

### 付則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

昭和50年の「国際婦人年」をきっかけに、真の男女平等を目指す世界的なうねりの中、日本では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、今日まで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

結城市においても、平成14年に「人権の尊重と男女平等の実現」を基本理念とする「結城市男女共同参画基本計画(たままゆプラン)」を策定し、平成16年には「男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画社会の形成を目指してきました。

しかし、固定的な役割分担意識や根強く残る社会的慣習が存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の取組が必要とされています。

今後、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、国際化による社会経済の変化や格差の拡大により、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)等の新たな社会の仕組みづくりが強く求められており、本市では、緑豊かな自然、歴史あふれるまち、あたたかな心かよう協働のまちづくりを推進していきます。

本市の男女共同参画社会の実現を、市の最重要課題の一つとして位置づけ、一人ひとりの命が大切にされ、個性と能力が発揮でき安心して生きいきと快適に暮らすことができるように、市、市民、事業者及び市民団体が一体となり、男女共同参画社会の推進に取り組むことを決意し、ここに条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に必要な基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本と

なる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において自治会、PTA等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとられることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、子育て及び介護をはじめとする家庭生活における役割を共有し、就労をはじめとする社会生活との両立を行うことができるこ

と。

- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展に鑑み、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、国、県その他の自治体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整えるとともに、予算上の措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的に改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への責務)

第8条 家庭、職場、学校、地域その他の社会において行われる教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、男女間における暴力的行為(ドメスティック・バイオレンス)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における人権の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮し、人権の尊重に努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第11条 市は、男女がお互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(国際的な理解及び協力のための支援)

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する国際的な理解及び協力を図るための活動に対し、情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第13条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、結城市男女共同参画基本計画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画を変更する場合についても準用する。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について、市の広報等において、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市民等は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 結城市男女共同参画基本計画推進委員会

(設置)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、結城市男女共同参画基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第18条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画の策定

(2) 男女共同参画推進施策

(3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第19条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民(公募)

(2) 事業者の代表

(3) 市民団体の構成員

(4) 知識経験者

(5) その他市長が適当と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはならない。

(任期)

第20条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている「結城市男女共同参画基本計画」は、この条例の第13条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。